

船舶事故調査報告書

平成24年9月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年3月22日 08時50分ごろ
発生場所	山口県宇部市宇部港西方沖 宇部港西防波堤灯台から真方位255° 5.5海里（M）付近 （概位 北緯33° 54.8′ 東経131° 07.5′）
事故調査の経過	平成24年3月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 砂利採取運搬船 第五住吉丸 ^{すみよし} 、494トン 132481、株式会社正星（A社） 63.00m×13.20m×7.83m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成3年9月 B 漁船 第三山陽丸 ^{さんよう} 、4.8トン YG3-52028（漁船登録番号）、個人所有 11.20m（Lr）×2.89m×1.16m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和61年2月10日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 34歳 三級海技士（航海） 免許年月日 平成12年1月17日 免状交付年月日 平成21年9月4日 免状有効期間満了日 平成27年8月18日 B 船長B 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年10月5日 免許証交付日 平成23年5月9日 （平成28年6月5日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 左舷船首部に擦過傷、やり出しを脱落
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、約11.0ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により山口県宇部市沖の周防

	<p>灘を北西進中、単独で船橋当直中の船長Aが、時折、船橋内を左右に移動するなどの見張りを行いながら航行した。</p> <p>船長Aは、宇部港西方沖において、目視及び3Mレンジとしたレーダーにより周囲に他船を認めなかったため、A船に接近する船舶はいないものと思われ、船橋内中央部に配置された操舵スタンド付近で見張りを行いながら航行していたところ、平成24年3月22日08時50分ごろ、宇部港西防波堤灯台から真方位255°5.5M付近において、A船の左舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗り組み、08時25分ごろ、宇部港西方沖において底引き網のえい網作業を始め、約2～3knの速力で自動操舵により南東進した。</p> <p>船長Bは、底引き網のえい網作業を始める前、周囲を見て他船を認めなかったため、甲板上で甲板員と共に魚の選別や片付け作業を行いながら航行中、衝突直前、至近に迫ったA船を認め、手動操舵に切り換え、右舵一杯としたが、B船とA船とが衝突した。</p> <p>A船は、船長AがA社に連絡したのち、関門港田野浦区に入港した。</p> <p>B船は、船長Bが所属の漁業協同組合に連絡したのち、自力で宇部港に入港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 もや 海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>B船は、本事故当時、ワイヤロープ約30m及び漁網約5mを引いて航行していた。</p> <p>B船は、本事故当時、黒色鼓形の形象物を掲げていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、宇部港西方沖において北西進中、船長Aが、目視及びレーダーにより周囲に他船を認めなかったため、A船に接近する船舶はいないものと思われ、見張りを適切に行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、宇部港西方沖において底引き網のえい網作業を行いながら南東進中、船長Bが、周囲を見て他船を認めなかったため、甲板上で魚の選別や片付け作業を行い、見張りを行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、宇部港西方沖において、A船が北西進中、B船が底引き網のえい網作業を行いながら南東進中、船長Aが見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、常時適切な見張りをを行うこと。
-----------	---